

通知書（５）

（回答書（４）への反論）

2023（令和5）年7月21日

被通知人 世界平和統一家庭連合

代理人弁護士 福本 修也 殿（連絡担当）

同 弁護士 堀川 敦 殿

同 弁護士 鐘築 優 殿

全国統一教会（世界平和統一家庭連合）被害対策弁護団

上記弁護団 弁護団長 弁護士 村越 進

同 副団長 弁護士 内田 信也

同 副団長 弁護士 吉岡 和弘

同 副団長 弁護士 紀藤 正樹

同 副団長 弁護士 塚田 裕二

同 副団長 弁護士 荻原 典子

同 副団長 弁護士 植田 勝博

同 副団長 弁護士 山田 延廣

同 副団長 弁護士 平田 広志

同 事務局長 弁護士 山口 広

外340名

東京都千代田区麴町4-7

麴町パークサイドビル3階

（連絡担当）上記弁護団事務局長 弁護士 阿部 克臣

電話 03-6261-6653

FAX 03-3515-6682



前略

貴法人からの令和5年5月31日付け回答書（4）に対して、以下の通り反論します。

1 「貴弁護団の基本姿勢について」に対して

- (1) 貴法人は同項の第2、3段落で、当弁護団による献金記録の開示要求や、時効・除斥期間を主張するべきでないとの主張について「唐突に『公開質問状』として」「一方的な要求を突き付けて」きたものであるとし、それについて「世間向けのパフォーマンスをしているようにしか見えません」「本件の依頼者である通知人らの利益を最優先に考えることを求めます」と回答しています。

しかし、当弁護団は、献金記録の開示要求も時効・除斥期間に関する主張も、第一次集団交渉の当初から一貫して行っています。当弁護団は、貴法人が、対外的には誠実な対応をする旨表明しておきながら、実際の交渉においては上記要求に一切応じないことから、貴法人の対応姿勢を改めて確認し、その不当性を明らかにすべく公開質問状に踏み切ったものであり、何ら「唐突」でも「一方的な要求を突き付けるもの」でもありません。

また、当弁護団は、本件の依頼者である通知人らの利益を最優先に考えているからこそ、金銭授受の客観的資料の開示を求めているものであって、何ら「世間向けのパフォーマンス」ではありません。むしろ、真摯な対応をしないのに「教会改革」などと称して口当たりの良い言葉を並べてきた貴法人の言動こそ「世間向け」の、二枚舌での「パフォーマンス」というべきです。

- (2) 貴法人は第4段落で、貴法人が前回回答で「各地の信徒会関係者が進めている調査では、当法人による『違法行為』や『組織的不法行為』などどこにも見当たりません」と主張したのに対し、当弁護団が「改革やコンプライアンスに関して述べてきたところと大きく異なっています」「自らの違法行為、不

法行為による被害や被害者の存在を一切認めないという姿勢に転じたものと理解してもよろしいのでしょうか」と質問したことを「論点をすり替えて主張をしてい」るものとしています。

この点、当弁護士団がこれまでの通知書で記載した違法性の根拠は、入信教化過程における組織的な正体隠し伝道、そしてその後の各献金等勧誘行為における、悩み事や不安を煽る勧誘手法の2点にあります。

そして、貴法人は当弁護士団が設立される以前の交渉や訴訟事案においても、交渉当初に「違法行為はない」と回答した事案において、交渉段階ないし訴訟段階で支払いを認める和解に応じ、あるいは訴訟で敗訴判決を受けるなどしていました。そうした経緯からして、単に、信徒会による調査の結果違法行為が見当たらない、と回答されたことをもって、違法行為がなかったと結論付けることは到底出来ません。

これに加え、これまでの当弁護士団における通知書における100名を超える通知人が、全国各地で、様々な時期において、貴法人信徒による正体隠しの伝道を受け、あるいは不安や恐怖を煽るような献金等の勧誘を受けたと述べている以上、従前の裁判例で認められている通り、貴法人による組織的な違法行為が行われていたと考えるのはむしろ当然です。

そして、貴法人が、多数の通知人について各地で調査を行っているとしながらも、『違法行為』や『組織的不法行為』などどこにも見当たりません」と述べたからこそ、貴法人において、今般、被害や被害者の存在を一切姿勢を転じた可能性があるとして理解しその確認を求めたものです。このような当弁護士団の質問は、何ら「論点をすり替え」るものではありません。

2 「献金記録の開示について」に対して

(1) 貴法人が現時点で献金記録を開示する意向がないことは分かりました。

また、献金記録に関する当方からの質問事項の内、(2)の「(1)について

てもし開示しないというのであれば、開示に応じられない具体的な不都合な理由を明示するよう求めます」に対して回答を頂けていないことから、貴法人も、開示について具体的な不都合はないと考えているものと理解しました。

- (2) ただ、前提事実として、同第2段落の回答では「被通知人及びその関連組織の名目の如何を問わず支払ったデータ」を「被通知人において掌握している」事実はない、とされており、「被通知人に対する」「献金名目で支払ったデータ」があるのかについてははっきり記載されていません。

この点、貴法人からの現在までの個別回答における認否の状況からしても、全国各地の献金の事実について、認否の根拠となる記録が残っていることが明らかです。

そこで、どの地域の、いかなる時期の献金について、記録がありあるいはないのかを、貴法人において取りまとめた上で明らかにして下さい。

3 「時効・除斥期間について」に対して

- (1) 前記の通り、貴法人に指摘されるまでもなく、当弁護士は依頼者である「通知人らの利益」を最優先に考えています。貴法人は「通知人らの利益を最優先に考えることを重ねて求めます。」などともっともらしく述べていますが、過去の司法判断や自ら公言した事項等に反していたずらに責任を争い、紛争を長引かせているのはまさに貴法人自身であり、上記の通り述べることは責任転嫁も甚だしく、貴法人に「通知人らの利益」を語る資格はありません。
- (2) 当弁護士は、依頼者の利益を最優先に考える観点から、除斥期間や消滅時効に該当する期間が経過している可能性のある通知人についても、これまでの通知書で既に主張した通り、そもそも請求をすることが困難な状況にあったことなどから、時効や除斥期間により主張が排除されるべきではなく、他の被害者同様に救済が図られるべきものと考えています。

当弁護士は、この時効、除斥期間に関する主張を、裁判になった場合でも詳

細に主張し、信義に則った裁判所の判断がなされるものと考えているところであり、これが「裁判所が法を曲げて」判断するとか、「貴職らの不当な請求」であるなどと評価されるようなものではありません。

4 「信徒会対応について」に対して

既に繰り返し述べている通り、当弁護士団は、交渉についても貴法人が窓口となって行うべきであり、個々の「信徒会代表」任せにすることは無責任であると考えています。

なお、貴法人には「独自の回答」がないとのことであるので、当弁護士団は、今後「信徒会代表」から送付される回答書面は、貴法人としての回答であると考えて対応することにします。

靈感商法による違法な代金の搾取や献金の強要について、貴法人の法的責任を認めるとする司法判断は福岡地裁平成6年5月27日判決以降、多くの訴訟で確定しているにも関わらず、これら司法判断をいつまでも争う貴法人の姿勢は貴法人の継続的な反社会性を示すものであることを認識されるべきです。

5 「販売会社の責任について」に対して

「当法人に『関連の販売会社』など存在しません」との主張も、すでに多くの司法判断で排斥されたものであり、余りにも白々しい責任回避であると断ぜざるを得ません。

昭和59（1984）年1月12日に青森地裁弘前支部で貴法人の関連法人「有限会社グリーンヘルス」の従業員信者3名が恐喝罪で有罪判決を下された事件にはじまり、2007（平成19）年から2010（平成22）年にかけて相次いでなされた貴法人に関連する販売会社に対する特商法違反・薬事法違反の刑事事件でも、貴法人の関与は明白なものとなっています。

特に東京地裁平成21（2009）年11月10日に有罪判決が下された新

世事件では貴法人の複数の教会にも強制捜査が入り、こうした動きを受けて平成21（2009）年3月に貴法人の「コンプライアンス宣言」が出されています。そして同事件判決では、有限会社新世の役員・社員全てが貴法人の信者であること、印鑑販売の手法として、信仰と渾然一体となっているマニュアルや講義が作成され実践されていたこと、販売員達もその手法が信仰にかなったものと信じていたこと、印鑑販売が、貴法人の信者を増やすことをも目的として行っていたことなどが認定された上で、「相当高度な組織性が認められる継続的犯行の一貫」と断じられているのです。

こうした一連の事態を敢えて無視し、白々しく「当法人に関連の販売会社は存在しません」などと否定し続ける貴法人の姿勢は、顕著な反社会性を象徴するものであることを認識するべきです。

6 「海外での献金の責任について」に対して

清平での先祖解怨は、病気や家庭不和などの不幸の原因が怨恨を持つ霊にある、その怨恨を持つ霊は先祖の過去の悪行に対し恨みを持っているなどとし、また、その先祖自身が地獄で苦しんでいる、先祖解怨を行うことで、怨恨を持つ霊が分離され、地獄で苦しむ先祖も救われるなどとして、被勧誘者の不安や恐怖を煽り、献金をさせてきたという実態があります。

こうした献金勧誘行為は、日本全国の貴法人の教会においてなされてきた違法な行為であり、その不法行為地は日本である以上、貴法人の不法行為責任もしくは使用者責任が認められるべきことは明白です。既に確定した東京地裁平成28年1月13日判決とその控訴審東京高裁平成28年6月28日判決、及び東京地裁令和3年3月26日判決とその控訴審東京高裁令和4年4月27日判決等を見直し、その判断を正面から受け止めて、「意義と価値を理解したもの」などという不当な開き直りを改めるよう勧告致します。

草々